

FSC 日本国内森林管理規格第 1 草案 (D1-1)

フィールドテスト報告書

フィールドテスト実施地：北海道 三井物産社有林

フィールドテスト実施日：2016 年 9 月 15, 16, 21 日

報告書作成日：2016 年 10 月 21 日

はじめに

本報告書は、FSC 原則と基準第 5 版及び国際標準指標(IGI)に基づく日本国内規格作成のプロセスの一環として行われたフィールドテストの内容や結果を記録するものである。このフィールドテストは FSC-PRO-60-006 V2-0「FSC 原則と基準第 5-1 版に基づく国内森林管理規格の策定とトランスファー」手順に従い、森林管理組織の協力の下、森林管理事業体 FSC ジャパン、国内規格策定グループ、FSC 認証機関によって行われた。

本フィールドテストの目的は、これまでに作成された草案を実際に使用して模擬審査を行うことにより、国内指標の妥当性や現実性を評価し、より良い規格を作るための提案を行うことである。

1. 審査概要

審査日程	2016 年 9 月 15, 16, 21 日		
対象事業体	三井物産株式会社	認証コード	SGS-FM/COC-007098
使用基準	FSC 日本国内森林管理規格第 2 草案		
審査目的	FSC 日本国内森林管理規格策定のため、FSC の国内規格策定の手順に従い、草案を使って実際の審査を行い、これまで作成された草案の指標の妥当性及現実性を評価すること。		
事業体担当者	氏名: 近藤大介	役職:	室長
	電話: 03-3285-6150	E メール:	D.Kondo@mitsui.com
FSC ジャパン側担当者	氏名: 三柴ちさと	役職:	指針・規格コーディネーター
	電話: 080-4836-0184	E メール:	ctomimura@forsta.org
監査場所	北海道（帯広、平取）		

1.1. 審査対象範囲

A.森林地域の範囲			
認証タイプ		単独認証	
グループ または複 数 FMU	グループメンバー数		不該当
	森林管理区画(FMU)総数： (該当する場合は以下にリストすること):		1
	認証範囲に含まれる森林管理区画(FMU)面積分類		
		FMU の数	FMU の総森林面積
	< 100 ha		
	100 – 1000 ha		
	1000 – 10 000 ha		
	> 10 000 ha	1	35,704.731ha
	SLIMF FMUs		
単独/複数 FMU 認証: 認証範囲に含まれる FMU のリスト：			
サブ FMU 名		面積	森林タイプ
茶安別		779.040 ha	天然林・人工林
北見		18.520 ha	
十弗		884.800 ha	
第 20 弗		163.260 ha	
			場所（緯度・経度）
			東経 141 度 20 分 北緯 43 度 4 分

浦幌	2,544.440 ha
下頃部	402.160 ha
本別	107.960 ha
石井	308.260 ha
沙流	5,768.954 ha
似湾	4,750.220 ha
似湾乙	990.200 ha
穂別	525.435 ha
占冠	154.190 ha
宗谷	1,959.788 ha
枝幸	309.200 ha
浜頓別	369.800 ha
初山別	1,093.788 ha
羽幌	826.340 ha
古丹別	310.010 ha
沼田	10,446.034 ha
知内	221.390 ha
泉沢	286.548 ha
茂辺地	9.600 ha
大野	679.787 ha
恵山	1,168.697 ha
大江	237.555 ha
古平	125.944 ha
泊	252.873 ha
北海道合計	35,704.731 ha

※現地審査対象山林
帯広山林事務所管轄

※現地審査対象山林 平取山林
事務所管轄

※現地審査対象山林 平取山林
事務所管轄

B. FSC/CoC 範囲に含まれる FSC 製品カテゴリー (FSC-STD-40-004a)			
☒	Level 1	Level 2	樹種
☒	W1 Rough Wood 原木		トドマツ カラマツ スギ ヒノキ ナラ類

			カ 類 その他
☐	W2 Wood charcoal		
☐	W3 Wood in chips or particles	W3.1 木材チップ	
☐	W4 Impregnated/treated wood		
☐	W5 Solid wood (sawn, chipped, sliced or peeled)		
☐	Non Wood Forest Products		
☐	other		

C. 樹種及び持続可能な収穫量(AAC)				
学名	俗名、一般名	年間許容伐採量	前年度伐採実績	次の年推定伐採量
<i>Abies sachalinensis</i>	トドマツ	9,300m3	7,900m3	m3
<i>Larix kaempferi</i>	カラマツ	21,000m3	21,100m3	m3
<i>Cryptomeria japonica</i>	スギ	2,100m3	1,200m3	m3
<i>Others</i>	その他	20,000m3	29,300m3 200t	m3
年間総許容伐採量		52,400m3	59,500m3 200t	m3
推定年間木材生産量合計			52,400m3	
認証非木材林産物推定生産量合計			0 m3	

D. 森林管理区画情報		
森林気候区分	冷温帯	
森林タイプ認証森林面積		
• 自然林	22,653.992ha	
• 人工林	12,690.65ha	
流域及び水域	直線 km	
E. 森林域の分類		
認証総面積		35,704.731 ha
1. 総森林面積		35,344.642 ha
a. 生産林総面積	32,526.452 ha	
b. 非生産林総面積（伐採なし）	ha	

● 保護林面積（厳重な保護区域）	ha		
● 特用林産物やサービスのためだけに管理され、伐採から保護されている面積	2,818.19ha		
● その他の非生産林	ha		
2. 非森林域総面積（例：湖沼、湿地、草原、岩石の露出など）			360.089 ha
F. 保有権/管理形態の分類			
保有権	私有		
管理権（個人、公営、共同等）			
G. 森林更新			
自然更新による生産林総面積	22,653.992ha		
植林により更新される生産林総面積	12,690.65ha		
他の更新方法、または異なる更新方法を混合して更新されている生産林総面積(説明すること)	ha		

H. 労働者		
正規職員、パート、季節労働者を含む労働者の数		
労働者総人数	人	
● 地元のフルタイム職員 (a:b)	男性 30 人	女性 3 人
● 地域外からのフルタイム職員(c:d)	男性 0 人	女性 0 人
● 地元のパートタイム労働者(e:f)	男性 0 人	女性 0 人
● 地域外からのパートタイム労働者(g:h)	男性 0 人	女性 0 人
作業現場での労働者の飲料水へのアクセスの有無	☒ YES	☐ NO
フルタイム職員は一日 2 ドル以上稼いでいるか	☒ YES	☐ NO
重大事故の数（直近 12 か月）	0	
死亡事故の数（直近 12 か月）	0	

I. 組織による HCV 評価で確認された高い保護価値			
コード	HCV タイプ ¹	説明	面積
HCV 1	世界的、地域的、全国的に生物多様性の価値が非常に高いエリア（例：固有性、絶滅危惧種、退避地）		0 ha
HCV 2	管理ユニットに世界的、地域的、全国的に非常に広大な景観レベルの森林を含むまたは管理ユニットがその中に含まれ、少なくともほとんどの自然に生息している種の生		0 ha

¹ The HCV classification and numbering follows the ProForest HCVF toolkit. The toolkit also provides additional explanation regarding the categories. Toolkit is available at <http://hcvnetwork.org/library/global-hcv-toolkits>.

	存能力のある群が、自然な分布パターン、豊かな状態で存在しているエリア		
HCV 3	稀少種、絶滅が危惧される生態系を含む、またはその中にあるエリア		0 ha
HCV 4	危機的な状況において基本的な自然の機能を果たす森林エリア(例 水源涵養、土壌流出防止).		0 ha
HCV 5	地域社会の基本的ニーズを満たすために欠かせない森林エリア (自給自足、健康など).		0 ha
HCV 6	地域社会の伝統的・文化的アイデンティティにとって非常に重要な森林エリア(地域社会と協力して特定した文化的、生態的、経済的、宗教的に重要なエリア).		0 ha
先住民及び地元住民にとって重要なサイトの数			0

※今後、JP スタンドアードへの移行の際に改めて HCVF の利害関係者協議が必要と考えられる。

2. 審査プロセスASSESSMENT PROCESS

2.1. 使用審査規格

FSC 日本国内森林管理規格第 2-0 草案

本草案は、2015 年秋より FSC 本部にも登録された規格策定グループ(SDG)を中心に、専門家や利害関係者の意見を基に作成されたものである。2015 年 9 月から 11 月に行われた討論会での意見を基に SDG で練り上げた第 1 草案に対して、2016 年 6 月 7 日から 8 月 6 日まで第 1 回パブリックコンサルテーションを行った。本 2-0 草案は、このパブリックコンサルテーションで集められた意見を暫定的に反映したものである。時間の制約から SDG で十分議論されておらず、本草案に反映しきれていない意見もあるが、これは本フィールドテストを含む 2 回のフィールドテスト、及びその後の SDG の議論で議論を重ねていくものとする。

2.2. 審査チームと経歴・資格

氏名	経歴・資格	役割
佐々木 彩	2000 年大学院森林関係修士課程修了、2000 年～2007 年地方公共団体にて林務関係業務に携わる。2007 年から現在に至るまで、SGS ジャパン(株)にて森林認証 FM 及び CoC 審査業務に従事。FSC、SGEC、PEFC の主任審査員として多くの審査を担当。	主任審査員 (チームリーダー)
小川 直也	アマタ株式会社所属、森林認証事業の主任審査員。FSC 森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。	審査員

審査同行者（オブザーバー）

氏名	経歴・資格	役割
内藤 大輔	2003 年京都大学農学部卒、同大学にて修士号、博士号取得。東南アジア、特にマレーシアにおける森林管理とその地域住民の暮らしに与える影響を研究。現在、総合地球環境学研究所研究員、京都大学東南アジア研究所連携准教授、FSC ジャパン理事（社会分会）、FSC 日本国内規格策定グループ(SDG)メンバー（社会分会）。	オブザーバー
岩瀬 泰徳	1989 年に香川大学農学部卒業後、16 年間環境コンサルタントとして都市・環境関連の行政計画を多数手がける。その後、環境コンサルタント兼行政書士として「行政書士岩瀬環境事務室」を開業。2006 年より NPO 法人日本森林管理協議会(FSC ジャパン)の運営に携わっている。	オブザーバー
三柴ちさと	2008 年米国イェール大学森林科学修士課程修了。認証機関レイ	オブザーバー

	フォレスト・アライアンスの森林管理合法性検証、FSC FM 認証の審査員としてアジア太平洋地域諸国にて認証審査を経験。2014 年より FSC ジャパンにて日本国内での指針・規格に関連する業務を担当。	
貝澤 耕一	NPO ナショナルトラスト・チコロナイ理事長、平取アイヌ文化保存会会長。2016 年 6 月より、FSC 先住民族常設委員会の委員。	オブザーバー
斎藤 丈寛（ともひろ）	下川町役場 森林総合産業推進課 主査森林づくり専門員	オブザーバー

2.3. 審査日程

日付	時刻	内容
9月14日		移動、審査員 帯広入り 帯広泊
9月15日	9:00	ホテルロビー集合 帯広山林事務所へ移動
	9:10	帯広山林事務所にてオープニングミーティング
	10:00	移動開始
	11:00	直営班作業現場 浦幌山林 作業状況によりどちらかに決定 (バッファゾーン無し、希少動物無し、作業種間伐(若しくは地拵え)、その他(安全装備確認ほか))
	12:00	移動開始
	12:30	池田町 昼食
	13:30	移動開始
	16:00	平取山林事務所到着 書類審査
	17:00	平取町 & アイヌ協会木村会長とインタビュー
	18:30	審査チーム宿泊先着 平取泊
9月16日	9:00	宿泊先発 フィールドテストスタッフをピックアップ後に、沙流山林へ。
	9:30	沙流山林 下請作業現場
	10:50	アイヌ伝承地(オキクルミチャシ) 遠景確認
	11:30	平取町 昼食
	12:30	移動開始
	12:40	平取山林事務所 書類審査
	13:40	移動開始
	14:15	似湾山林 直営班作業現場 (バッファゾーン進捗状況により有り、希少動物無し、作業種間伐、その他(安全装備確認ほか)) 現地ミニクロージングミーティング
	15:00	移動開始
	16:00	新千歳空港到着、審査チーム解散
9月21日	10:00	三井物産 東京オフィスにて書類審査
	17:00	クロージングミーティング

2.4. 評価方針

FSC国内規格策定の手順により、全ての指標について評価することが求められている。

しかし、限られた時間内で全ての指標を万遍なく網羅するのは難しいため、あらかじめ既存の認証機関の暫定規格とのギャップを特定し、また、審査員がフィールドテストで特に注意が必要だと思う指標を洗い出し、それらの指標を優先した。

また、日本では北海道以外の場所では原則3の評価が難しく、本フィールドテストはその原則3が適用できる限られた場所であったので、特に原則3の評価に時間を割いた。FMUの選定も、先住民族であるアイヌ民族とのコンサルテーションを前提に選定した。

また、本審査は認証審査ではなく、規格草案をテストするという主旨から、認証機関の審査員が一方的に評価するのではなく、認証取得者や利害関係者の見学者も交え、オープンに意見を交わす形をとった。

評価に選ばれた森林管理区画(FMU)のリスト

FMU 名	選択の理由
北海道 FMU	アイヌ民族の先住権の課題のあるエリア。 特に平取町ではアイヌ協会、平取町、三井物産の3者協定があり、アイヌ民族と認証林の先駆的取組がみられる。

3. 背景情報

森林所有者は三井物産(株)であり、管理者は三井物産から委託を受けている三井物産フォレスト(株)である。但し北海道全域はアイヌ民族の先住権がある地域であるため、道内の三井物産(株)所有林についてもアイヌ民族の先住権の対象と考えられる。森林は冷温帯林であり、野生動植物が豊富に生息。人口密度も本州と比べ低く、豊かな自然環境がみられる。FMU の一部は保安林指定がされているが、その他の自然公園などの指定はなし。北海道は一般に一次産業及び公共事業が主軸の経済であり三井物産社有林による木材生産及び施業による雇用の創出は地域に貢献していると考えられる。

4. 評価の結果概要

4.1. 特定された指標の問題点

指標番号	問題点	指標に対する提案
序章	日本林業の特異性・特徴を踏まえた基準であることを明確にしている（日本林業について明るくない人向けの情報・背景説明） リン化亜鉛による野ネズミ食害対策は北海道林業にとって必要。有効で、経済性のある代替手段がない状況で、この使用が万が一継続できない場合、北海道から FSC FM は消えざるを得ない。そして、今後も発生しない可能性が非常に高まる。	殺鼠剤のことを盛り込めないだろうか？
P1	下請け法をリストアップする必要があるのでは？	
1.5.1	日本で該当する必要な書類がないのではないだろうか？	指標削除
1.6.2	「利害関係者と協議された」紛争解決手順があるべきでは？ ⇨利害関係者とは？あまりにザックリし過ぎた利害関係者協議—とは意味がないのでは？ ⇨利害関係者が関与しないとならないとなると新規取得者にとって文言だけみて、ハードルが高過ぎる、と感じられるのではないだろうか？ ⇨現実的に紛争になるようなことはない。苦情処理はあるが、解決されている。 巻末の用語の定義を見ると、紛争には、苦情も入ることがわかる。紛争という言葉は日本語では大規模なものを想像しがちなので、苦情処理も入るということを明記してはどうか。	
1.7.1	現在贈収賄を禁止する方針を持っていない認証取得者が使用できる雛形があったほうがよいかもしれない。	

2.1.1	審査の場で請負会社に対しても雇用条件を同様にすべて確認することは難しい。下請法を順守していることで基準を満たしていると判断すべきか。	ここで言う労働者には、組織によって直接雇用された者に限らず、業務を委託された下請け、孫請けの業者も含むことを明記する必要がある。
2.1.3		「団体交渉があった場合」というのを明記してほしい。
2.2.1	「妊娠中や子育て中の労働者*が働き続けるための仕組みが設けられ、利用されている。」必須というのは難しい企業・組織も現実的にはあるのではないだろうか？	
2.2.1-7)		努力目標であることを明確化してはどうか？女性がいけない場合は困る。男女平等にというニュアンスを全面に。
2.2.1-8)	中小規模の組織では社内に対応の仕組みがないことが多いため、自治体の相談窓口などを周知しているかなどで判断する。	
2.3.2,2.3.3 ほか		日本の気候風土を考慮したガイドラインがあると CH は参考になるのではないかと？⇔ Informative でも出すと、それに縛られるリスクがある。
2.3.7	認証取得者で度数率と強度率を計算しておく必要がある。	
2.3.9	重大「災害」は「不休も含む一時に 3 人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害」の模 様 http://www.aemk.or.jp/word/sa10.html	重大事故の定義を明確にしてほしい。
2.5.1		「先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) 及び「原住民及び種族民条約 (ILO 169 号条約)」に関する教育訓練の参考となるような資料があるとよいのではないだろうか？
2.6.1	CH が「労働者の意見を尊重した方法」により作成した紛争解決手順を定める必要あり。	
P3	HCV の協議や重要なサイトの特定に関し、まずは重要な拠点から開始することで北海道全域をすべて 2018 年適用開始までに調査済み、利害関係者と協議済みでなくても可とする判断が示されたが、指標案からはそのような判断が読み取れない。審査機関が先述の判断をできることが明文化されていない	まずは重要な拠点から開始することで北海道全域をすべて 2018 年適用開始までに調査済み、利害関係者と協議済みでなくても可とする判断を明文化する。(そうでないと、全域調査済みというのは難しいことがあり得、ASI 監査でその点が問題視されると、認証継続に支障が出かねない。)

	と、ASI から重大な不適合として是正処置要求を受け、結果的に 2018 年までにすべてのサイト特定と利害関係者協議が終わっていないと認証を維持できない、という事態に発展しかねないリスクを感じる。 原則 3 大規模に所有林がある場合、5 年計画等で全体のうち集中的に資源投資すべきエリアから調査・照合 サイト特定するのが現実的なケースが発生する可能性を感じた。	
P3	アイヌ協会系ではないところもご紹介いただけるのか？例えば旭川は 2 つあるという。組織が 2 つに分かれているということは対立する意見が出る可能性もあるのか？たとえば、土地を返してください、と言われたら CH はどう対応すればよいのか？FSCJP に相談できるのか？	
3.2.2	平取では侵害云々の話ではなく、未来志向でお互い協力していきたいとの前向きコメントが平取アイヌ協会及び役場からあったが、その他の地域でどのような意見がアイヌ民族側から提示されるかは協議を開始してみないと不明。一番極端な例として、土地の返還を求められたら応じる必要があるのか？「紛争」として特定され、認証維持に係ってくるのではないだろうか？そのような場合 FSCJP が仲介するのか？審査機関として判断するのは難しいと考えられる。	
規準 3.3	委託に関し、先住民族から組織への委託なのか？誰から誰への委託なのか明確にしてほしい。	
規準 3.4	平取では協力関係が継続されていたが、その他の地区でどのような意見がアイヌ民族から提示されるかは協議を開始してみないとわからない。先行きへの不安感・不透明感を感じる。（感想）	
規準 3.5	平取以外の地区ではサイトの特定が平取ほど進んでいないことが予測される。また、CH	

	はまず、情報を入手することから始め、サイトの照合作業が必要となる。また地区アイヌ協会との協議もこれからすることとなる。地区のアイヌ民族も専任でなく、CH もアイヌ民族の専門家・専任ではないことを考慮した現実的な判断が必要ではないだろうか？アイヌ民族の方もそれぞれの生活があり、どのような協議が可能なのか、量的・質的にどのくらい FSC 認証に関連した重要サイトの管理に関与できるのか、未知数。	
4.1.1		「直接影響を受ける人・組織を特定している」でいいのでは？ 例えばの中に下流域を入れてはどうか？下流域が広大になる可能性ある。 「地域社会」の定義が決められており、「コミュニティ」を指している。原則 4 全体にわたりそのような意図で使われている。国内指標案では対象の幅が広がりすぎているので、「コミュニティ」を対象とするようにすべきである。
4.1.2	アイヌ民族関係については地区アイヌ協会などとの協議をしてみないと 1)2)に関してどのような権利の主張があるかわからない。組織としては土地返還を主張しなくても、個人的に主張された場合はどう判断すべきなのか？判断基準を明確にしてほしい。	
4.2.4		FPIC の日本のコンテキストに合わせた Informative ガイドラインがあると分かりやすい（審査を受ける側、する側とも）。 FSCJP 側からは FPIC の簡単なガイドラインを作成中である旨教えていただいた。
4.7.1	大面積の場合、全箇所一気にはできない可能性があるのではないだろうか？5 年計画で協議をしていく、というようなものでもよいのか？またそうしないと現実的ではないかもしれない。やってみないとわからない部分だが。	
5.1.3	国内の事情を考えた場合、「組織*が生態系サービス*の維持及び/または向上に関して	

	FSC の広告宣伝を行う場合」というのがあまり発生しそうにない。相当な研究機関、生態系サービスに特化した組織でない限り、一般的な林業事業体・森林管理者では全ての内容に対し適合を示すことは困難では？また、FSC ガイダンスの進捗はどのようになっているのか？実際に生態系サービスを売り出す組織が出てきた際にあらためて具体例を用いて検討した方がよいのでは？	
5.2.1	注よい。ぜひ残してほしい。	
5.2.2	収穫間伐は、収穫表上では副林木の伐採であり、主林木の成長量には影響を与えていない。間伐による収穫量をどのように評価すべきか検討したい。	
6.1.1	多面的機能を「評価」だけでは何をもって判断していいのかわからない。もとの IGI の方が明確ではある。指標の表現の修正が必要。	
6.5.2	「保護」の定義は？生態系維持のために必要と判断されたら伐採を行ってもよいのか。	
6.5.5	グループの場合、全体で 10%でよいのか、メンバー毎に 10%なのか、明記してほしい。例えば 10ha のメンバーが 1ha だけスポットで保全区域とするより、FMU 全体のなかで緑の回廊のようなエリアを保全区域としたほうが保全の価値があるのではないだろうか？	
6.6.2	何をどこまでやれば基準を満たすのかが明確でないため、 人工林にあるべき下層植生が復元されているか？ 水系バッファークゾーンの周りの自然植生が維持されているか？という判断で OK であることを明記したほうが良い。	
6.7.1	バッファークゾーンは FSC 本部から具体的な幅を決めないのかといわれているが、一律に幅を設定するのは難しい。目指すべき機能を明記して、それが発揮されているかを評価する方がよい。	
7.6.1	社会経済的発展に貢献する活動以外は大規	

	模限定にならないのでは？また、自然と別な指標で利害関係者の参加がされる構造に基準がなっているのでは？	
8.5.5	対象範囲を限定すべきでは？北海道でこれを適用する必要はないのでは？検査/測定機材購入費用が発生するのでは？福島県で公開している最新出荷規制に準じた対応を取る方が現実的なのではないだろうか？	
P9	HCVF の特定：FSCJP 作成のガイドラインが今後、HCVF 特定の参考となることを期待したい。HCV の概念が一般的でないが、JP 新規格の適用に向けて、改めて HCV の特定のための利害関係者協議が必要と考えられる。	
9.1.1	新基準の適用とあわせ、改めて HCV の特定作業が必要と考えられる。（感想）	
審査全般	SA4 回で 10 の原則を一通り、RA で全部を審査している。FSCJP が適用となる 2018 年（予定）の審査は引き続き 25%程度の検証でよいのか？それとも一度全 P&C を検証するのか？審査工数に係ることであり、認証取得者にとっては予算措置の準備も必要と思われる。そのあたりを FSC-ASI と整理しておいてほしい。	

4.2. 全体的コメント

（手間や時間のかかり具合、指標の具体性、明確さ、規模・強度・リスクについて、別のガイドラインの必要性など）

審査員備忘録：